

平成 30 年度 第 2 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
(会議録)

日時：平成 31 年 3 月 19 日（木）午後 2 時～

場所：大阪市役所 P1 会議室

1 開会

- ・福祉局長あいさつ
- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

- (1) 分科会長の選任について
- (2) 地域福祉に関する実態調査について
- (3) 大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について
- (4) 総合的な相談支援体制の充実について

(岩田地域福祉課長代理)

分科会長の選任について、「大阪市社会福祉審議会条例施行規則」により委員の互選で選出する旨説明。前任期に引き続き、牧里委員を分科会長とする事務局案を提示【議事 1】

(委員一同)

- ・(牧里委員の選出について) 異議なし

(牧里委員)

- ・お受けする。

(松村地域福祉課長)

地域福祉に関する実態調査について資料 1～資料 5 に沿って説明【議事 2】

(上野谷委員)

- ・今の地域福祉活動を考えるときに多文化共生の考え方は外せない。調査には啓発的な意味もあるので、「地域福祉の考え方の中には外国人に対しての問題等がある」と意識してもらうことが必要ではないか。
- ・全国的に、地域福祉に関わる専門職は医療や介護等の施設の職員に比べ、災害支援の意識が低い。自分は住んでないからいいと思っているのか、すぐ駆けつける気はあるのかも含めて、質問項目を設けてはどうか。
- ・資料 3 の質問 5（地域福祉活動の認知度に関する質問）で列挙されている活動例は、最

近始まったもの、あるいは大阪市の補助金を出しているようなものは網羅されているか。やや対象となる活動事例が狭いような印象を受けたので再確認をお願いしたい。

(徳谷委員)

- ・若年者等にとっては、何が「地域福祉活動」となるのか分かりにくいと思う。調査対象となる方にはそういった人が少なくないと思うので、さまざまな活動事例を記載してはどうか。

(永岡委員)

- ・「誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる（地域）」であるかは、地域の暮らしの中で充実感や幸福感が得られているかを測ることであり、そのあたりの意識を確認できる項目があるといい。

(松村地域福祉課長)

- ・確かにこういった調査には啓発という意味もあるので、外国人の方への意識等をどういった形で表現するか、検討させて頂く。
- ・専門職の方の災害への意識をどう聞くかについても検討させて頂きたい。
- ・質問5の地域福祉活動のところは、最近の活動が抜けていないか確認する。
- ・「地域福祉活動」の範囲については非常に線引きが難しいが、選択肢を多くすることによって、イメージしやすくなるように検討させて頂きたい。
- ・幸福感や充実感の実感をどのように捉えるのかについては、設問総数等全体のバランスを考えながら検討させて頂きたい。

(倉光委員)

- ・昨今、(社会福祉事業に従事する)施設も地域住民の一員であるというとらえ方が非常に大事かと思う。大阪市内に民間だけで1,000以上の施設があつて、各施設の長がこの視点をどう捉えているのかというのを知りたい。

(松村地域福祉課長)

- ・大阪市社会福祉協議会が事務局として実施する法人調査は、約1,000の社会福祉法人等を対象に調査するので、その中で今頂いたご意見を反映できるかどうか、また調整させて頂く。

(上野谷委員)

- ・学說的にも社会福祉法人施設の施設長、あるいは理事長が地域福祉に非常に関心を持ち、推進する気があるほど地域福祉の実践は進んでいる、地域貢献も進んでいるというデータが出ている。やはり経営者がどう考えているかはとても大事である。

(中山委員)

- ・地域活動協議会で取り組む防災や福祉の事業について、何らかの質問項目を設けることはできないか。

(上野谷委員)

- ・地域活動協議会は様々な活動主体が重層的に集まっている会議であり、各々、多様な取り組みをしている。補助金事業を通じて把握できるのは地域福祉活動の一部に過ぎない。

(牧里分科会長)

- ・アンケート調査ではなく、既存データを集めて地域活動協議会の福祉活動を把握しておく必要はある。全市統一的な把握は困難かもしれないが今後の課題として検討いただきたい。

(大前委員)

- ・資料4の質問 18（社会資源を活用しやすくするためには何が必要かを問う質問）の選択肢1「地域にある社会資源の情報」という項目が少し抽象的であり、分かりにくい。
- ・アンケートと別に法制度や相談窓口等の補足説明資料があると、啓発・周知にも繋がる。

(佐田委員)

- ・資料3の質問 21（の前段）に成年後見制度の説明があるが、あんしんサポート事業と任意後見制度は非常によく似た制度なので、違いが分かるように書いた方がよい。
- ・質問 23、「あなたやご家族の判断能力が不十分となる場合に備えて、任意後見制度を利用したいと思いますか」とあるが、通常、家族に代わって親族が代理して任意後見を契約することはないので、あるとしても、子ども、自分の障がいもった子どもを案じて、親が任意後見をして困らないようになるよう考えている場合はあるが、ちょっと想定的には違うのではないかと思う。

(松村地域福祉課長)

- ・補足説明資料があると啓発・周知につながる、というのは大切な視点だと思うので、また、検討させて頂きたい。
- ・任意後見に関するご指摘について、「家族」というのは削除させて頂く。

(松村地域福祉課長)

大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について資料6～資料7に沿って説明【議事3】

(白國委員)

- ・地域包括ケアシステムが一体どうなっているのか、どんな進捗状態であるか全く見えない。福祉に携わっている民生委員としては大変残念に思う。医師会、歯科医師会、薬剤

師会が中心になって包括支援センターと連携しているのかもしれないが、ボランティア、NPO、あるいは民生委員児童委員協議会等、地域の色々な団体との関わり方が本当に少ない。

- ・2025 年問題と言われている中で、我々自身がこの程度なので、市民周知は全く進んでいないのと同じではないか。区役所によってやり方が違うと思うが、本来は地域があらゆるネットワークを組んでやっていかないといけないのに、全くそういう兆しが見えない。なぜそんなことになっているのか説明頂きたい。

(坂田生活福祉部長)

- ・地域包括システムは「作っていく」という段階から「深めていく」段階となっており、高齢者保健福祉計画の中で一番の取り組みとなっている。(システムを浸透させていくために) もう少しお時間をいただき、改めて状況報告させて頂きたい。

(白國委員)

- ・「我が事丸ごと」というイメージの地域福祉のあり方は、IT等も活用してしっかりと広報すべき。市民も行政も変えていかなければ色々な福祉のニーズには対応できない。

(牧里分科会長)

- ・できなかったところはなぜできなかったのか、何が課題であるかというのを見つけ出すための評価なので、この(各事業の評価を記載した資料7の)備考欄を増やして、各事業の担当からの自己評価を記載してもらう方がよい。

(松村地域福祉課長)

- ・本日お示しした進捗状況は、事業ごとの進捗状況をみるような形になっており、全体を見たときにどうなっているのかがちょっとわかりにくい資料になっている。年度末ごとに、こうしたそれぞれの事業の進捗状況を踏まえて、全体として、少し大きい枠組みで、どうだったのか評価をし、施策の方向性ごとの総合的な評価もして参りたい。

(永岡委員)

- ・災害時の要援護者支援は、実際に起こったときにどこでどうするのか、シミュレーションしたものをみんなが共有することができていない。
- ・具体的に決めていかないといけないことが地域レベルであり、区を超えて一緒にやらないといけないこともある。
- ・災害の問題は実際に起こったときにどうするのかということに視点を置いて、計画を具体化してほしい。

(倉光委員)

- ・福祉人材の育成確保のところで、どの取り組みも小学生以上の児童を対象にしているが、

就学前の年長組くらいから対象にできればよい。例えばいじめ問題は、高校生、それより以前にある中学生、それより前の小学生がクローズアップされているが、実際問題として、年中とか年長組の子どもときから仲間外れにするというのがある。

- ・福祉の思いを育むというのは小学生以前のところから取り組むべき。

(三宅委員)

- ・年中、年長世代は先生から何か教えてもらうというより、家庭での福祉教育がとても重要になってくる。母親世代の福祉教育をもっと充実しない限り、どんなに学校で頑張っても教えても無理がある。

(松村地域福祉課長)

総合的な相談支援体制の充実について資料8に沿って説明【議事4】

各区の福祉課題に関する意見について資料9に沿って説明【議事5】

(佐田委員)

- ・資料9の金銭管理と権利擁護の支援について、市民後見人の類型を保佐、補助にも入れてほしいという要望がかなり多い。大阪府と堺市に協力のもと、堺市、大阪府、大阪市の市民後見人の養成団体が協議して実現しないといけない。

(向井相談支援担当課長)

- ・保佐、補助に対応できるようなカリキュラムの改定について協議を始めたところであり、もう少しお時間をいただきたい。

(藤井委員)

- ・(総合的な相談支援体制の充実について)「つながる場」は非常に良い取り組みだが、個別調整レベルという課題がある。この取り組みを広げていった先に、各区の仕組みを作っていくって初めて完成版となる。